を含む。）とする。）」と、同条第二項中「金融機関代理業者等」とあるのは「金融機関代理業者等（金融機能強化法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機関代理業者。第百四十九条第一項第二号イにおいて同じ。）」と、同法第百三十七条第一項中「金融機関等（金融機関代理業者等を含む。）」とあるのは「金融機関等（金融機関代理業者等を含み、金融機能強化法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機関（金融機関代理業者を含む。）とする。）」とする。

附則第十四条を削る。

附　則

この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年三月六日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
法務大臣　谷垣　禎一
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏

政　令

○内閣府令第十四号

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年三月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令

貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（契約締結時の書面の交付に関する特例）

5　利息制限法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第五十一号）の施行に伴い利息制限法第六条第二項第三号に掲げる費用の変更（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）第一条の規定による地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の八十三の改正に伴う地方消費税額に相当する額の変更に限る。）を行つた貸金業者における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条第二項第一号イ及び第四項第一号イ	加える場合	加える場合又は同号ニに掲げる事項のうち利息制限法第六条第二項第三号に掲げる費用に変更を加える場合
第十三条第十項	第二項	附則第五項の規定により読み替えて適用する第二項
第十三条第十二項	第四項	附則第五項の規定により読み替えて適用する第四項

附　則

この府令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○内閣府令第十五号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）の一部の施行及び預金保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第五十四号）の施行に伴い、並びに金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）第八条の二の規定に基づき、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年三月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第十四条の三第二項第一号中「第六十一条第一項」の下に「若しくは第百二十六条の二十九第一項」を、「第六十二条第一項」の下に「若しくは第百二十六条の三十」を、「合併等」の下に「又は同法第百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等」を加える。

第十四条の八第一号中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改める。

第二条　長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条の三第二項第一号中「第六十一条第一項」の下に「若しくは第百二十六条の二十九第一項」を、「第六十二条第一項」の下に「若しくは第百二十六条の三十」を、「合併等」の下に「又は同法第百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等」を加える。

第十三条の八第一号中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改める。

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第三条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第百十六条第二項第一号中「第六十一条第一項」の下に「若しくは第百二十六条の二十九第一項」を、「第六十二条第一項」の下に「若しくは第百二十六条の三十」を、「合併等」の下に「又は同法第百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等」を加える。

第百二十一条第一号中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改める。

（証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令の一部改正）

第四条　証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二百十三条第六項において準用する場合を含む。）」の下に「、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百三十七条第三項」を加え、同条第一号中ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　預金保険法第百三十七条第一項及び第二項の規定

（金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部改正）

第五条　金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一項中「第百九十四条の七第二項及び第三項」の下に「、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百三十九条第二項」を加え、同項第十八号中「（昭和四十六年法律第三十四号）」を削る。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第二項第一号中「第六十一条第一項」の下に「若しくは第百二十六条の二十九第一項」を、「第六十二条第一項」の下に「若しくは第百二十六条の三十」を加え、「同法第五十九条第四項に規定する合併等」を「同法第五十九条第二項に規定する合併等又は同法第百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等」に改める。

第五十八条第一号中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改める。